

令和7年度

新婚生活を 応援します！

結婚新生活支援事業

最大
60万円

どんな事業なの？

結婚に伴う新生活にかかる費用（家賃、引越し費用等）の支援を行います。

夫婦ともに29歳以下の世帯は、1世帯あたり上限60万円。

それ以外の世帯は上限30万円です。



対象世帯

次の①～④の要件を全て満たす世帯

- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍した世帯
 - ②ご夫婦の所得を合わせて500万未満 ※
 - ③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
 - ④その他竹原市が定める要件を満たす世帯
- ※奨学金を返済している方は年間返済額を所得から控除します。



対象費用

新居の住宅費

- ①新居の購入費
- ②新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ③新居のリフォーム費用

新居への引越費用

- ④引越業者や運送業者に支払った引越費用

- ・制度の概要については、竹原市ホームページ「結婚新生活支援事業」をご覧ください。
- ・事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。

竹原市役所 健康こども未来課 こども福祉係

所在地：〒725-0026

広島県竹原市中央三丁目14番1号 保健センター内

📞 (0846)22-7742